

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成22年5月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第6号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成22年5月31日京都市条例第1号）の施行期日は、平成22年6月1日とする。

（産業観光局中央卸売市場第一市場管理課）